

お知らせ 掲示板

募集

「英会話カフェ」会員募集

- ◆日時 5月～翌年2月
(毎月第2・第4火曜日)
計15回 19時～19時50分
- ◆第1回目 5月10日(火)
19時～19時50分
- ◆場所 生涯学習センター
2階会議室(視聴覚ホール隣)
- ◆対象 中学生以上
- ◆講師 デイビッド氏、メイ氏
- ◆このカフェは、英語教室ではありません。会員のみなさんで英語を使いたいです。

- ★上士幌町役場 ☎2-2111(代表)
- ★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む) ☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車など

平成28年4月1日から次のとおりとなります。

車種区分		税率(年額)	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超	1,600円	2,400円
	50cc以下ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

税率が変わります

軽自動車税

三輪・四輪以上の軽自動車

最初の新規検査年月(車検証の「初度検査年月」)により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかの税率になります。

車種区分			税率(年額)			
			最初の新規検査年月(初度検査年月)			
			H27.3月まで (現行税率)	H27.4月以降 (新税率)	13年経過車両 (重課税率)	
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	4輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	4輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

●平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた軽自動車については、現行税率が適用されます。ただし、最初の新規検査より13年を経過している場合は、重課税率が適用されます。

≪平成28年度の重課税対象車両≫ 最初の新規検査年が平成14年以前の軽自動車

●平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた軽自動車については、新税率が適用されます。



地方税法の改正により、軽自動車と小型の普通自動車との間の税負担水準格差の見直しと、グリーン化を進める観点などから、平成28年度から軽自動車税の税率が変更されます。

スポーツ

フロアカーリング協会募集

がら楽しく楽しく雑談する会です。お気軽にお申し込みください！
※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2・3024)まで

◆練習日

①毎週火・水・木・金曜日

9時30分～11時30分

②毎週土曜日 19時～21時

◆場所 スポーツセンター

◆会費 年額1000円

※お申し込みやお問い合わせは、事務局・堂畑(☎2・4062)まで

局・堂畑(☎2・4062)まで

第2回フロアカーリング協会大会

◆日時 6月5日(日)

9時受付・9時20分開会

◆申込期限 5月31日(火)

◆場所 スポーツセンター

◆対象 フロアカーリング協会会員、町内に在住する小学生以上男女(但し協会加入者)

※協会費未納の方は、1000円を大会当日の受付で納入願います。

※お申し込みやお問い合わせは、事務局・堂畑(☎2・4062)まで

局・堂畑(☎2・4062)まで

グリーン化特例(軽課)による軽自動車税の軽減

三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両については、軽自動車税が軽減されます。

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準を満たす車両について、平成28年度の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)の適用となります。

※軽減の適用は、車両の登録情報により自動的に行われますので、手続きは不要です。

区分	軽課税率	車両区分	軽減税率の対象
(ア)	75%軽減税率	電気・天然ガス自動車	平成21年排出ガス10%低減
(イ)	50%軽減税率	ガソリン車 ハイブリット車	平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ右記達成車
(ウ)	25%軽減税率		

車種区分	税率(年額)				
	電気自動車 天然ガス自動車 (ア)	ガソリン車・ハイブリット車			
		(イ)	(ウ)		
軽自動車	3輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	4輪以上 乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	4輪以上 貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
自家用		1,300円	2,500円	3,800円	

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

廃車・名義変更等の手続はお早めに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や譲渡された場合も、引き続き1年分の税金がかかりますのでご注意ください(同様に4月2日以降に登録した場合でも月割の課税はありません)。

廃車の場合は30日以内、取得や名義変更等の場合は15日以内に申告書を提出してください。

※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎2-4294)まで

★上土幌町役場 ☎2-2111(代表)

★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)
☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

第29回上土幌町パークゴルフ協会杯大会

◆日時 5月29日(日) ※雨天決行
8時30分まで受付

◆場所 たか台公園パークゴルフ場
36ホールストロークプレー、
組み合わせは男女混合

◆対象 町内に在住する一般男女
(ただし、協会員)

※協会費未納の方は、大会当日に会費
1000円を納入願います。

◆参加料 無料

◆表彰 男女別、各A・Bブロック制と
し、優勝、準優勝、3・5位、他ラッキー
賞など参加者全員に賞品を用意して
います。

◆申込期限 5月24日(火)

◆申込方法 申込用紙を記入の上、た
か台公園パークゴルフ場に備え付けの
申込受箱へお入れください。

◆主催 上土幌町パークゴルフ協会
※お問い合わせは、事務局・堂畑(☎2
・4062)まで

相談

道東一斉
すずらん無料法律相談

釧路弁護士会による無料法律相談会
です。町主催の町民法律相談とは別の
相談会となります。

◆日時 5月18日(水) 13時～16時

◆場所 山村開発センター第3研修室

町パート職員を募集します

学童保育業務担当職員

- ◆公募職種 学童保育業務担当(パート職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 町内に居住する方
- ◆雇用期間 採用後～平成29年3月31日
- ◆待遇 時給852円
- ◆勤務時間 午前7時30分～午後6時30分の間で指定する時間
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆申込方法
 - ◆提出書類 履歴書
 - ◆締切日 5月27日(金)午後5時15分まで
 - ◆提出先 上土幌町教育委員会 生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)



※応募・お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

認定こども園(保育業務担当/調理業務担当)職員

- ◆公募職種 認定こども園 保育業務担当/調理業務担当 (パート職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 町内に居住する方
- ◆雇用期間 採用後～平成29年3月31日
- ◆待遇
 - ◆保育業務担当：時給852円 ◆調理業務担当：時給929円
- ◆勤務時間
 - ◆保育業務担当：午前7時30分～午後6時30分の間で指定する時間
 - ◆調理業務担当：午前8時00分～午後4時45分の間で指定する時間
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆申込方法
 - ◆提出書類 履歴書
 - ◆締切日 5月20日(金)午後5時15分まで
 - ◆提出先 上土幌町認定こども園(☎2-3686)

※応募・お問い合わせは、認定こども園ほろん(☎2-3686)まで

通行禁止 解除

町道ナイタイ高原線・大規模草地循環線 4月29日(金) 午前7時

※お問い合わせは、建設課管理担当(☎2-4297)まで



とかち生活 あんしんセンター 生活・仕事相談会

日時 5月10日(木) 15時～17時 【予約制・相談無料】

場所 ふれあいプラザ 相談室

対象者 生活・仕事にお困りの方(秘密厳守)



※6月以降も月1回相談会実施予定
(毎月第2火曜日 15時～17時)

【相談支援内容】

- ①生活改善の解決策を一緒に考え計画を立てる。
- ②問題解決に向け、各種関係機関の連絡・調整、必要な手続きのお手伝い。
- ③職業訓練や職場体験、応募書類の書き方や面接の受け方などの支援。

※お問い合わせは、とかち生活あんしんセンター(☎0155-66-7112)まで

- ◆相談員 弁護士 岩田 明子氏
- ◆申込期限 5月13日(金)
- ◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。
- ※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(☎2・4290)まで

人権擁護委員の発令

人権擁護委員として、宗像静香さんが4月1日付で委嘱されました。

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者を救済したり、地域のみなさんへ人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

※お問い合わせは、町民課総合窓口 籍年金担当(☎2・4294)まで

特設人権相談所の開設

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。お気軽にご相談ください。

◆日時 6月1日(水)

13時30分～15時30分

◆場所 生涯学習センター

2階 学習相談室

◆相談員 宗像静香さん

國光義信さん

佐々木幸枝さん

※お問い合わせは、町民課総合窓口 籍年金担当(☎2・4294)まで

人権困りごとなんでも相談

地域住民の方々が日常生活の中でさまざまな悩みや心配ごとを持つたり、

トラブルに巻き込まれたりしたときに、その解決を図るための相談をいつでも受けられるように、全国共通の専用電話が開設されています。

◇「みんなの人権110番」

0570・003・110

◇「子どもの人権110番」

0120・007・110

◇「女性の人権ホットライン」

0570・070・810

◆相談時間 月曜から金曜

8時30分～17時15分

(面接相談もできます。)

※お問い合わせは、釧路地方法務局人権擁護課(☎0154・31・5014)まで

身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

障害者相談員は、障がいのある方やその家族からのさまざまな相談(障がい者の虐待や差別、地域生活での不便さなど)をお受けして、問題解決のための助言などを行っております。個人のプライバシーは固く守られますので、どうぞお気軽にご相談ください。

◆身体障害者相談員

砂金正幸氏(16区) ☎2・3640

◆知的障害者相談員

柏川秀明氏(8区) ☎2・2267

◇任期 平成28年4月1日～

平成30年3月31日

※お問い合わせは、保健福祉課障がい福祉担当(☎2・4296)まで

助成

農業後継者奨学資金

農業後継者を目指す方を応援します！

本町で農業後継者を目指す方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。

また、条件を満たした場合には、償還の減免制度があります。

◆資格 本町に居住して高等学校以上の学校に就学し、将来、町内で農業に従事しようとする方。

◆支給金額

◆高等学校校：月額1万円

◆大学、短期大学及びこれに準ずる学校：月額1万5000円

◆奨学資金償還の減免

上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等

◆申請期間 5月26日(木)まで

※申請やお問い合わせは、農林課農産担当(☎2・4292)まで

木造住宅耐震診断費用を一部助成します

昭和56年に建築基準法が改正され、建物の構造が強化されています。それ以前の建物であれば十分な強度があるかを確認し、補強工事などの検討も対策として重要となります。

◆耐震診断費の助成対象となる住宅

- ① 上土幌町内の住宅
 (過半が住宅であるもの)
- ② 上土幌町に住む方の所有
- ③ 昭和56年以前に着工された木造平屋
 もしくは木造2階建て(口グハウス
 などを除く)
- ◆ 助成額 耐震診断費用の2/3
 (上限額3万円)
- ◆ 申込方法
 耐震診断の実施前に、町に申請して
 いただきますので、事前にご相談くだ
 さい。
- ※耐震などのご相談やお問い合わせ
 は、建設課建築担当(☎214297)
 まで
- ※十勝総合振興局
 でも耐震無料診
 断を実施してい
 ます。詳しくは、十
 勝総合振興局建
 設指導課(☎271
 8601)まで

**合併処理浄化槽設置費用を
一部助成します**



- ◆ 対象区域
 公共下水道計画区域の市街地を除く
 区域(糠平・幌加・三股地区も対象とな
 ります)
- ◆ 助成対象者
 町内で居住するための住宅に接続す
 る10人槽以下の合併処理浄化槽を設
 置される方
- ◆ 助成額 設置費用の1/2以内

- ◇ 上限額 5人槽：55万円、7人槽：
 65万円、10人槽：80万円
- ◆ 助成要件
 - ① 浄化槽法や各種法令に適合している
 こと
 - ② 町内業者による施工とすること
- ※お問い合わせは、建設課建築担当(☎
 214297)まで

お知らせ・啓発

**身体障害者手帳をお持ちの
みなさまへ**

平成29年7月から、身体障害者手帳
 情報のマイナンバー制度による活用が
 始まります。
 制度の円滑な運用には、手帳情報の
 正確な登録が不可欠です。お持ちの身
 体障害者手帳をご確認ください。
 次の場合は「届出」や「再交付申請」が
 必要になりますので、早めのお手続き
 をお願いします。

- ◆ 「届出」が必要なとき
 - ① 氏名に変更があったとき
 - ② 同じ市町村内で住所が変わったとき
 - ③ 他の市町村から転入したとき
 - ④ お亡くなりになられた方の身体障害
 者手帳があるとき
 - ◆ 「再交付申請」が必要なとき
 - ① 何らかの事情で身体障害者手帳を2
 冊お持ちのとき
- (例) ◆ 番号の違う2冊の手帳
 ◆ 「障害名」「住所」など内容の違う2

冊の手帳

- ◆ こんなときもお問い合わせくださ
 い。
 - ① 障害程度等が変わったとき
 - ② 手帳を紛失して手元がないとき
 - ③ 手帳が汚れたり破損して文字や顔写
 真が不鮮明になっているとき

※お問い合わせは、保健福祉課障がい
 福祉担当(☎214296)まで

**日本赤十字社募金の
結果報告**

平成27年度の日本赤十字社募金は、
 平成28年3月末現在で66万3164円
 となり、目標額(50万1000円)を大き
 く上回ることができました。みなさまの
 ご協力に深く感謝申し上げます。
 みなさまからいただいたこの社資
 は、日本赤十字社本部へ送金され、発展
 途上国への援助や献血事業、救護要員
 の育成、援助物資の整備、震災復興な
 ど、赤十字社活動に有効活用されてい
 ます。

ありがとうございます
 ございました

日本赤十字社
 マスコットキャラクター
 「ハートラちゃん」

※お問い合わせは、日本赤十字社上土
 幌町分区事務局(保健福祉課福祉担当)
 ☎214296)まで

**国保に加入し、町外に転出さ
 れている学生について**

国民健康保険(国保)は、お住まいの
 市町村ごとに加入することになってい
 るため、上土幌町から転出した場合、転
 入先の市町村の国保に加入することにな
 ります。

ただし、学生の方については、届け出
 をいただくことにより、親元の国保に
 加入することができますので、学生証
 または在学証明書などの就学中である
 ことを証明できる書類をお持ちになっ
 て役場国保医療担当まで届け出くださ
 い。

なお、既に届け出をいただいている
 方も4月以降引き続き就学する場合
 は、届け出が必要となります。

「就職される方へ」

現在国保に加入されている方で、今
 後就職先から保険証が交付される方
 は、国保の資格喪失届が必要ですので、
 新しく交付された保険証と国保の保険
 証をお持ちになって役場国保医療担当
 まで届け出ください。届け出がないと
 国保税が賦課され続けてしまいますの
 で、お早めに手続きいただきますよう
 お願いいたします。

平成28年4月分から

児童扶養手当・特別児童扶養手当

の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数に応じて金額が変わります。平成28年4月分から手当の額が次のとおり変更されます。

児童扶養手当額(月額) ※児童1人のとき

区分	平成28年3月分まで	平成28年4月分から
全額支給	42,000円	42,330円
一部支給	41,990円～9,910円	42,320円～9,990円

※児童が2人のときは、上記金額に5,000円加算、
3人目から児童1人増すごとに3,000円加算

特別児童扶養手当額(月額) ※児童1人につき

等級	平成28年3月分まで	平成28年4月分から
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,300円

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

大型ごみを収集します

◆大型ごみ用シールを町内指定店で購入し、1点ごとに1枚のシールを見やすいところに貼って出してください。

◆鉄金物や小型家電製品で45リットル袋に入る大きさのごみについては、大型ごみの収集日に資源物として無料で収集します。袋には入れずにサンテナカゴなどに入れて出してください。

※ごみは、収集日当日の朝8時までに出してください。

【大型ごみ収集日程】

収集日	地区
5月23日(日)	上士幌市街地区 (B地区・C地区)
5月24日(火)	上士幌市街地区 (A地区)
5月25日(水)	農村地区 (E地区・F地区)
5月26日(木)	萩ヶ岡～三股地区 (D地区)

※家電リサイクル対象機器(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)、パソコンについては、大型ごみでは収集できません。

使用済みとなったこれらの製品を廃棄する場合は、リサイクル料金を支払い、小売業者に引き渡すことになります。買い換えの場合は製品を購入する小売業者に引き渡してください。買い換え以外の場合は排出する製品を購入した小売業者に引き渡してく

ださい。購入した小売業者がわからない場合は、上士幌町内の小売業者に引き取りを依頼してください。

パソコンは、直接メーカーに連絡して引き取ってもらうことになります。PCリサイクルマークが貼付されている製品は無料ですが、貼付されていない製品は有料となります。

※町内の小売業者は、塚田販売店、花房電気器具店、マツデン、水谷電器商会です。



●上士幌町指定ごみ袋等取扱指定店

指定番号	指定店住所	指定店名	指定番号	指定店住所	指定店名
1	字上士幌東3線237番地	有限会社酒井天光堂薬局	11	字上士幌東3線239番地	有限会社ホシ山崎薬局
2	字上士幌西1線214番地	株式会社タクマテクノス北海道 北十勝事業所	12	字上士幌東3線237番地	Aコープ上士幌店ルピナ 有限会社片原商店
3	字上士幌東2線238番地	瀬瀬文具店	13	字上士幌東3線239番地	セイコーマートうえだ上士幌
4	字上士幌東3線235番地	有限会社加藤商店	14	字上士幌東3線235番地	福本太陽堂薬品
5	字上士幌東3線233番地	セブンイレブン上士幌町店	15	字上士幌東2線233番地	サンテクノ株式会社上士幌営業所
6	字上士幌東2線234番地	有限会社中島商店	17	字上士幌東3線234番地	有限会社山本商会
7	字上士幌東3線237番地	Lifeもりおか	18	字上士幌東2線230番地	有限会社豊和ビルメンナンス
8	字上士幌東3線235番地	小椋商店	19	字上士幌東2線226番地71	イエローグローブ上士幌店
10	字上士幌東3線239番地	有限会社保科金物店			

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

★上士幌町役場 ☎2-2111(代表)

★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)

☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

なお、保険証はお手元に届く前から資格がある場合が多いため、その間に国保の保険証で医療を受けた場合、後で7割分などの保険者負担分医療費をご返還いただくことがありますのでご注意ください。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2・4295)まで

森林の所有者届出制度

森林の土地所有者となった方は、市町村長への事後届出が必要です。

◆対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

◆期間

土地の所有者となった日から90日以内に届け出をしてください。

◆内容

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写し可)または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで

伐採及び伐採後の造林の届出制度

自分の森林でも、立木を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

◆対象者

森林所有者が自分で伐採し、自分で造林を行う場合は、森林所有者が届け出ます。

また、伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採するときは、伐採業者等と森林所有者との両者連盟で届け出ることとなります。

◆期間

伐採を始める90日前から30日前までに提出してください。

◇届け出をしなかった場合や届け出た内容を順守しない場合は、森林法に基づき罰せられ、最大100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで

火入れ禁止

林野火災の発生は4月から6月に集中しています。煙草の投げ捨てや焚き火は絶対にしないでください。

◆無煙期間(火入れ禁止)

5月1日(日)～31日(火)

◆火入れには許可が必要です

【火入れ許可ができる場合】

無煙期間を除き、次の場合です。

①造林のための地ごしらえ ②開墾準備

備③害虫駆除 ④焼畑 ⑤採草地改良
※雑草などに火入れすることは認められません。

◆火入れする場合は、5日前までに申請が必要です(要印鑑)。許可できる期間は3日間で、申請後直ちに許可することはできませんのでご注意ください。

※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで

ヒグマに注意!

山菜採りや釣りなど、山に入ったり、川に近づく場合は、ヒグマ事故防止の

ため、次のことに心掛けてください。

◆事前に出没情報を確認しましょう

◆一人では野山等に入らないようにし、音を鳴らしながら歩きましょう

◆ヒグマのフンや足跡を見つけたら、速やかに引き返しましょう

◆薄暗い時には行動しないようにしましょう

しょう

◆食べ物やゴミは持ち帰りましょう

◆ヒグマの目撃情報は、すぐに警察(上士幌駐在所☎2・2151/糠平駐在所☎4・2220)または農林課林産担当(☎2・4293)まで

上士幌町無料職業紹介所

～上士幌町版ハローワーク～

現在、無料職業紹介所に登録している町内企業(事業所)は30社あります。そのうち、22社が従業員等を募集しています。

お仕事をお探しの方は、町内の企業の採用情報などを詳しく丁寧にご紹介しますので、ぜひお気軽にご相談ください。

また、町内の企業(事業所)のみなさまが求人する場合は、いつでも無料職業紹介所(町)へ求人登録の手続きができます。



詳しい求人情報のほか、企業のトップや採用担当者のメッセージなど、上士幌町の会社の魅力と働く人々の想いを紹介した『かみしほろ会社・仕事図鑑』を作成しました。

☞ 役場・商工会・かみしほろ情報館で配布しています。

☞ インターネットからもご覧いただけます。

<http://kamishihoroshigoto.com/>

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉

118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)

承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきます。同一の学校に在学されている方は、必要事項を記入の上ご返送いただくことにより申請ができます。(在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

♣山火事防止

上士幌町は、日本一広い国立公園である大雪山国立公園の東山麓に位置し、町内の約76%が森林地帯です。その森林が、個人のちょっとした油断で失われることがあります。それが、「山火事」(林野火災)です。

春先は、空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性があります。主な火災原因としては、たばこのポイ捨てや火遊び、ごみの焼却など人為的な原因で発生しています。

◆山火事を防ぐには？

山火事の原因のほとんどが、火の取扱いの不注意で発生していることから、一人ひとりが気を付けることで、大切な自然を守ることができます。このため、次のことを守ってください。

- ①たばこの吸いからは必ず消し、ポイ捨ては絶対にしないこと。
- ②強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること。
- ③火遊びは、どんな場合でも決してしないこと。

防火管理 ～私たちの取り組み ▶ 糠平温泉文化ホール

当施設は、大雪山国立公園での自然体験・環境教育・環境保全活動を通じて、地域の人々や訪れる多くの人々に自然の豊かさや価値を伝え、人と自然とのつながりを学び、大雪山を愛する多くの人々の輪を広げ、自然と共生する暮らしや町づくりを目指しております。アウトドアフィールドでの危機管理・安全対策の徹底はもち



ろんのこと、職員全員が上級救命講習を受講しております。施設内では、団体の学生様向けにさまざまな体験も行っており、防火管理面においても、定期的な避難訓練の実施や消火器などの消防用設備の点検・維持管理、避難口の整理などには普段から心掛けています。これからも、お客様に安心して自然を楽しんでいただけるよう防火管理に取り組んでいきたいと思っております。

やっています!避難訓練

▶ふれあいプラザでの避難訓練



3月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

ふれあいプラザ・糠平温泉文化ホール・特別養護老人ホーム上士幌すずらん荘・地域密着型特別養護老人ホームこまくさ苑・小規模多機能型居宅介護まつば

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です!実施する際は消防署にお知らせください。

火の用心

平成28年3月31日現在の出場状況

- ◆火災出動 1件(うち3月 0件)
- ◆救急出場 64件(うち3月18件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防第1係(☎2-2519)まで

